

広島県告示第1088号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年12月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 三菱ケミカル株式会社 代表取締役 和賀 昌之
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市御幸町20番1号 三菱ケミカル株式会社 広島事業所

2 申請の内容

33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設1基及び66-2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設1基を設置するとともに、33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設1基、66-2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設1基及び71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設1基を廃止する。また、71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設1基及び74 特定事業場から排出される水の処理施設2基の使用等方法を変更するとともに、汚水等処理施設3基の汚水等の処理方法を変更する。さらに、排水口1基の排水の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設 1基(EP-303B)
寸	法	2.13m×2.13m×3.44m

	能	力	水洗ポリマー量 55 t / 基日		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着手後2.5か月後		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続, 24時間 / 日 (季節的変動なし)		
	項 目		通常	最大	
	排出される汚水の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		—	—
		化学的酸素要求量		—	—
		浮遊物質 量		—	—
		窒素含有量		—	—
		磷含有量		—	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		—	—	
汚水等の排出先		—			

(その2) 新設

	種	類	66-2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設 1基(EP-2110-K)
	寸	法	2,400mm×2,400mm×5,970mm
	能	力	モノマー 17 t / 日
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後2か月後
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続, 24時間/日 (季節的変動なし)	
	項 目		通常	最大
	排出される 汚水の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	—	
		化学的酸素要求量	—	
		浮遊物質 量	—	
		窒素含有量	—	
		燐含有量	—	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		—	
汚水等の排出先		—		

(その3) 変更

		変更前		変更後		
種 類		71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設 (広島研究所2棟流し台 1基 (2-1-1))				
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	—		着手後7日		
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに		
使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時~17時, 8時間/日 (季節的変動なし)			
	項 目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		5	5	6	6

(その4) 変更

	変更前	変更後
--	-----	-----

種 類		74 特定事業場から排出される水の処理施設 (凝集沈殿処理施設(共同処理施設 CA-001))			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後2.5か月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間/日、連続 (季節的変動なし)			
	項 目	通常	最大	通常	最大
方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	35,488	36,618	35,471	36,601

(その5) 変更

		変更前		変更後	
種 類		74 特定事業場から排出される水の処理施設 (活性汚泥処理施設(共同処理施設 CA-002))			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着手後2.5か月後	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	連続, 24時間/日 (季節的変動なし)			
	項 目	通常	最大	通常	最大
方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	8,624	8,639	8,622	8,637

(その6) 33-ロ 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設1基廃止

(その7) 66-2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設1基廃止

(その8) 71の2-イ 科学技術研究の用に供する洗浄施設1基廃止

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

			変更前				変更後				
種 類			74 特定事業場から排出される水の処理施設 (凝集沈殿処理施設(共同処理施設 CA-001))								
能 力			42,000m ³ /日								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				着手後2.5か月後				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後直ちに				
使 用 の 方 法	項 目		処理前		処理後		処理前		処理後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	31	37	27	34	31	38	27	34
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)			35,490	36,620	35,488	36,618	35,473	36,603	35,471	36,601

(その2) 変更

			変更前				変更後			
種 類			74 特定事業場から排出される水の処理施設 (活性汚泥処理施設(共同処理施設 CA-002))							
能 力			9,840m ³ /日							
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				着手後2.5か月後			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後直ちに			
使	項 目		処理前		処理後		処理前		処理後	

用 の 方 法		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	8,628	8,643	8,624	8,639	8,626	8,641	8,622	8,637

(その3) 変更

		変更前				変更後			
種 類		PH調整溝							
能 力		56,000m ³ /日							
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—				着手後2.5か月後			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				完成後直ちに			
使 用 の 方 法	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	44,112	45,257	44,112	45,257	44,093	45,238	44,093	45,238

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
処理第1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	86,918	88,886	86,899	88,867

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年12月20日から令和4年1月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課